

金融審議会が「ディスクロージャーワーキング・グループ」が、「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」を公表

『会計情報』編集部

平成28年4月18日、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（座長 神田秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授）は、「ディスクロージャーワーキング・グループ報告—建設的な対話の促進に向けて—」を公表した。これは、開示の内容や開示の日程・手続のあり方、非財務情報の開示の充実等について、平成27年11月より、計5回にわたり検討及び審議を行ってきた結果をとりまとめたものである。

1. 建設的な対話の促進に向けた開示のあり方

(1) 開示内容の整理・共通化・合理化

制度開示（決算短信、事業報告・計算書類、有価証券報告書）の開示内容については、全体として、より適時に、より分かりやすく、より効果的・効率的な開示が行われるよう、開示に係る自由度を向上させるため、記載内容の整理、共通化、合理化を挙げると共に、これらの取組みに併せて、対話に資する企業情報の充実を図ることが適当であると考えられるとしている。

(2) 対話の促進に向けた開示の日程・手続のあり方

上場会社は、株主との建設的な対話の促進や、そのための正確な情報提供等の観点 considering、株主総会関連の日程を適切に設定すべきである。また、上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を必要に応じ的確に提供すべきである、としている。この点に関連して、以下が挙げられている。

- 株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し
- 事業報告・計算書類等の電子化の促進

2. 非財務情報の充実

非財務情報には、経営方針・経営戦略やMD&Aなどのほか、ガバナンスや社会・環境に関する情報など様々な情報が含まれる。これらの記載を充実させるほか、任意の開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進させることが考えられるとし

ている。

3. 単体財務諸表におけるIFRSの任意活用

単体財務諸表及び計算書類におけるIFRSの任意適用を認めることについて、上場会社等のニーズも踏まえながら、関係省庁において検討が進められることが望まれる、としている。

4. 情報の公平・公正な開示についてのルール

公平・公正な情報開示に対する市場の信頼を確保するため、諸外国においては、企業が情報をタイムリーに公表するためのルールとともに、公表前の内部情報を特定の第三者に提供する場合に当該情報が他の投資者にも同時に提供されることを確保するためのルール（フェア・ディスクロージャー・ルール）が置かれている。企業による公平・公正な情報開示により、株主・投資者との建設的な対話を促進するとともに、市場参加者の信頼を確保するため、我が国においても、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入について、具体的に検討する必要があるものと考えられる、としている。

5. 中長期的な視点からの投資判断

企業による情報開示を、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上につなげるためには、企業が開示した情報が投資者による中長期的な視点からの投資判断に活用されていくようにするための取組みを引き続き充実させていく必要がある、としている。

詳細については、金融庁のウェブページ (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20160418-1.html) を参照いただきたい。

以上